

HANASKA SQUARE

ご利用ガイド



HANASAKA

INDEX

01. イベントスペース概要 …………… P.04

02. イベントスペース設備 …………… P.11

03. 利用料金等 …………… P.14

04. 申込から実施までの流れ …………… P.18

05. 利用規約 …………… P.21

06. 会場利用にあたっての注意事項 …… P.26

07. 貸出備品一覧 …………… P.29

東京駅直結の好立地

日本の中心点(新幹線の起点駅)、JR・地下鉄など鉄道路線多数

- ☑ 東京駅1日乗降客数 約54万人(国土数値情報2022.7.15)
- ☑ 約150㎡、地下のため天候に左右されない
- ☑ 東京ミッドタウン八重洲など、再開発が進むポテンシャルが高いエリア



1. YANMAR TOKYOは、『東京のしゃれた街並みづくり推進条例』(以下「しゃれ街条例」) に定める有効空地等の活用を通じて地域特性を活かし、魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う施設となります。
イベントスペースの利用し申し込みに対し、「施設のブランドイメージ」および「しゃれ街条例」に則してしているか審査を行います。
イベント内容によっては、実施をお断りする事や、一部実施内容の変更をお願いする事も御座います。
2. イベント実施に際しては、**セイレイ興産(株)**(以下、「まちづくり団体」)が管理者として立会いを行います。
3. 当イベントスペースは有効空地であり、通路として常時開放しています。
そのため物理的に場所を囲ったり、場所を占領し通路として機能を果たせられないようなイベントは出来ません。
設営・撤去は、原則深夜帯でお願いし、設営完了からイベント開始までは、まちづくり団体のベルトパーテーション等をお使い下さい。
(東京都に申請する際に、東京都の指導の下、占領範囲が決定します。)
4. イベントの内容に応じて、法令にもとづく申請や関係諸官庁(消防・警察・保健所・その他)との協議を行ってください。
※P20ご参照下さい
5. 周辺施設への影響が懸念される場合、内容や仕様の変更等の調整をいただく場合があります。
(計画段階でまちづくり団体と必ず事前打合わせを行ってください。)
6. イベントスペースの利用に当たっては、原則として、YANMAR TOKYOテナントとの競合調整をいたします。
7. 施設内の広告枠・催事スペースで、当スペース使用者以外のイベントが行われていたり、広告が掲出されている場合があります。
8. イベントスペース・敷地内の空地等において、TV・雑誌などでの撮影を希望される場合は、別途、セイレイ興産(株) イベント担当者宛 03-6733-4214までご連絡ください。

01.

イベントスペース概要

01.-1 イベントスペース概要 —アクセス—

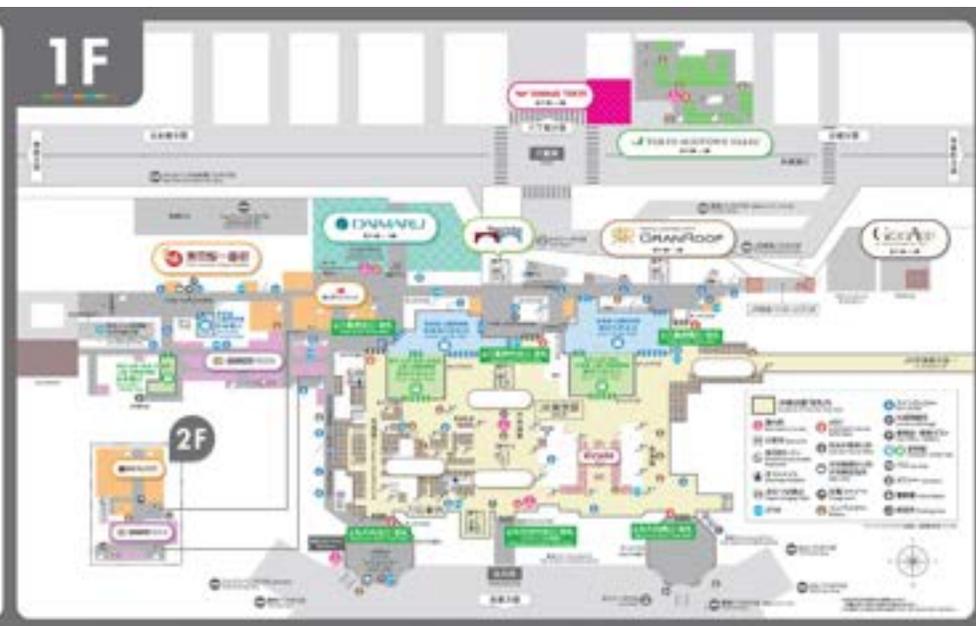
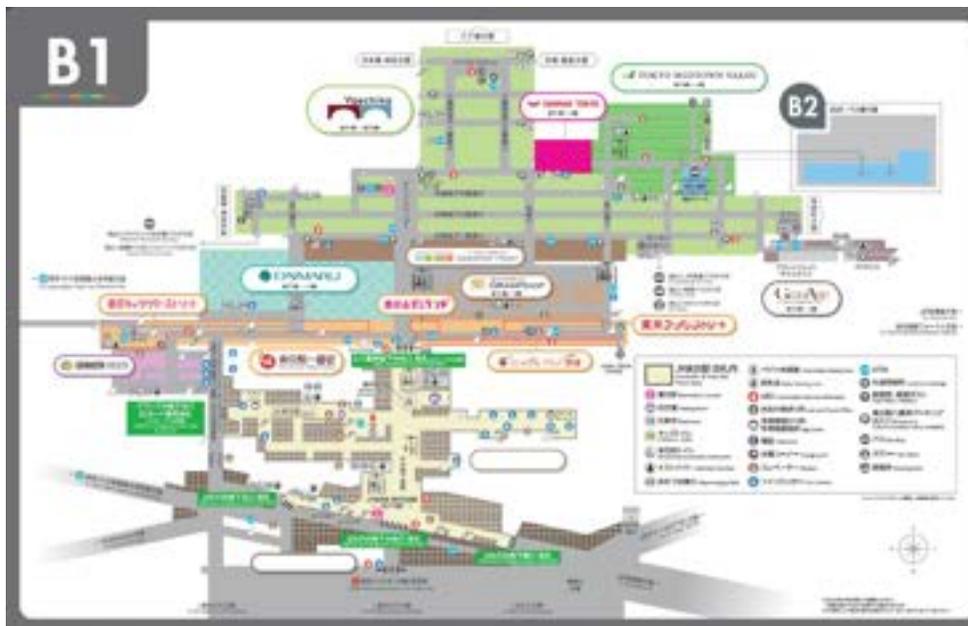
✿ HANASAKA ✿

住所 東京都中央区八重洲二丁目1番1号 YANMAR TOKYO 地下1階

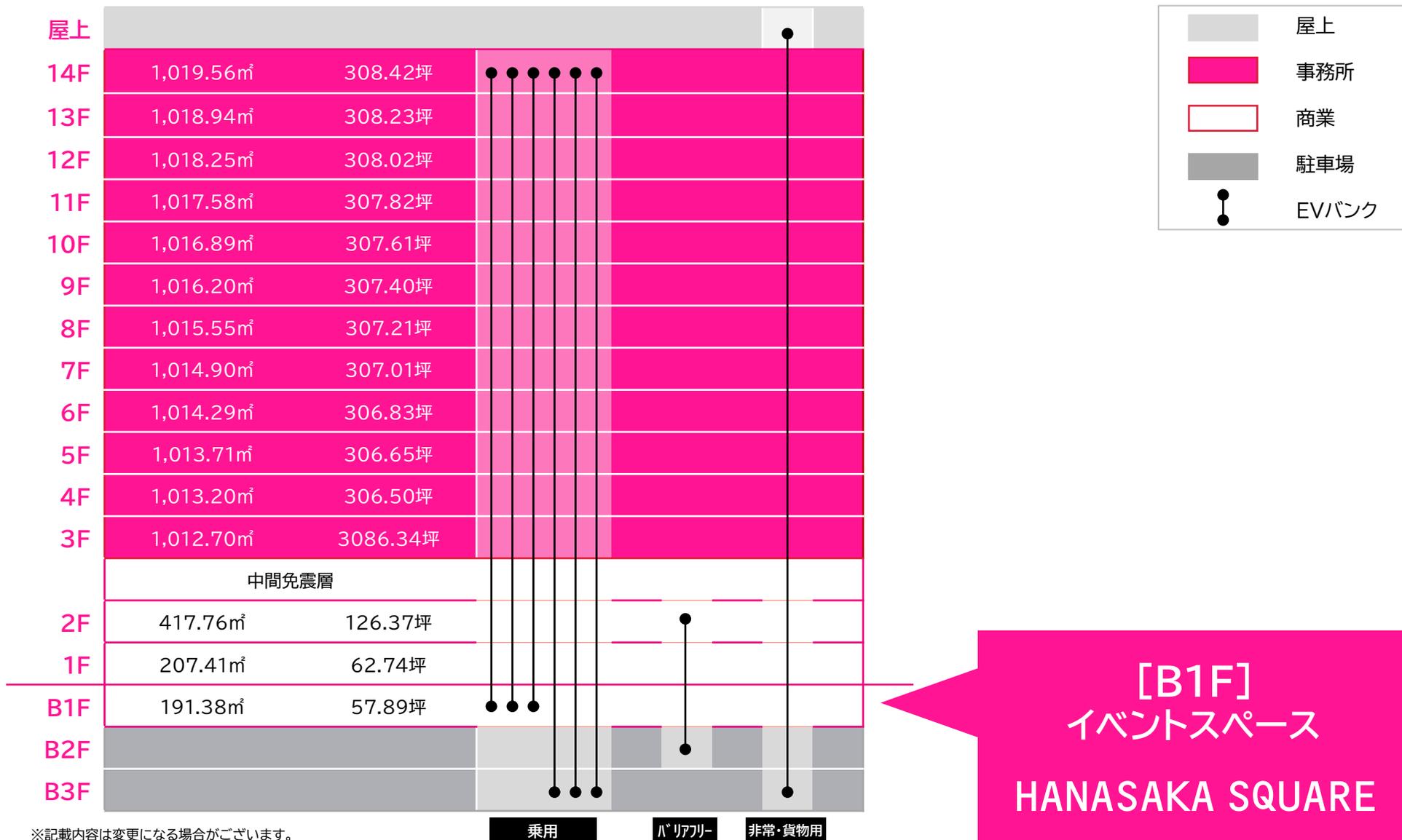
電車でお越しのお客様	JR各線	東京駅	徒歩2分
	丸の内線 東西線・銀座線・都営浅草線 銀座線	地下鉄東京駅 地下鉄日本橋駅 地下鉄京橋駅	徒歩7分 徒歩7分 徒歩7分
空港からお越しのお客様	羽田空港	エアポートリムジンバス利用	約30分
	成田空港	エアポートリムジンバス利用	約80分
車でお越しのお客様	駐車場ご利用の際は東京駅八重洲パーキングをご利用ください。		



近隣MAP



01.-2 イベントスペース概要 — 全体図 —



※記載内容は変更になる場合がございます。

01.-4 イベントスペース概要 — イメージ —

✿ HANASAKA ✿

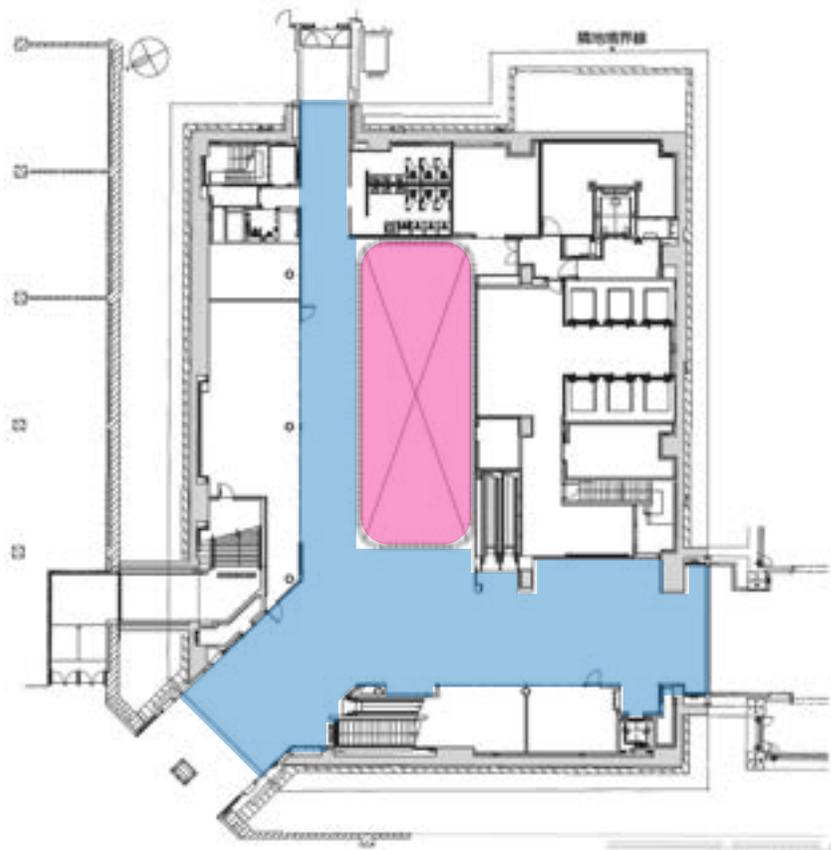


幾重にも重なる桜の花びらで構成されたアートワーク。
あらゆる人の新しい可能性が未来に向けて
満開に咲き誇るイメージを
ダイナミックに吹き抜け空間で表現しています。



01.-5 イベントスペース概要 — 区画 —

✿ HANASAKA ✿



	イベントスペース
	地区施設

名称	HANASAKA SQUARE
場所	地下1階
使用可能面積	約150㎡ (約19,500mm×約7,700mm)
天井高	15m ※実行3.4m
荷重条件	300kg/㎡ ※重量が数値が内であっても、設置物の内容によっては養生をして頂く場合もあります。

受け入れ可催事
※すべて内容次第となります。

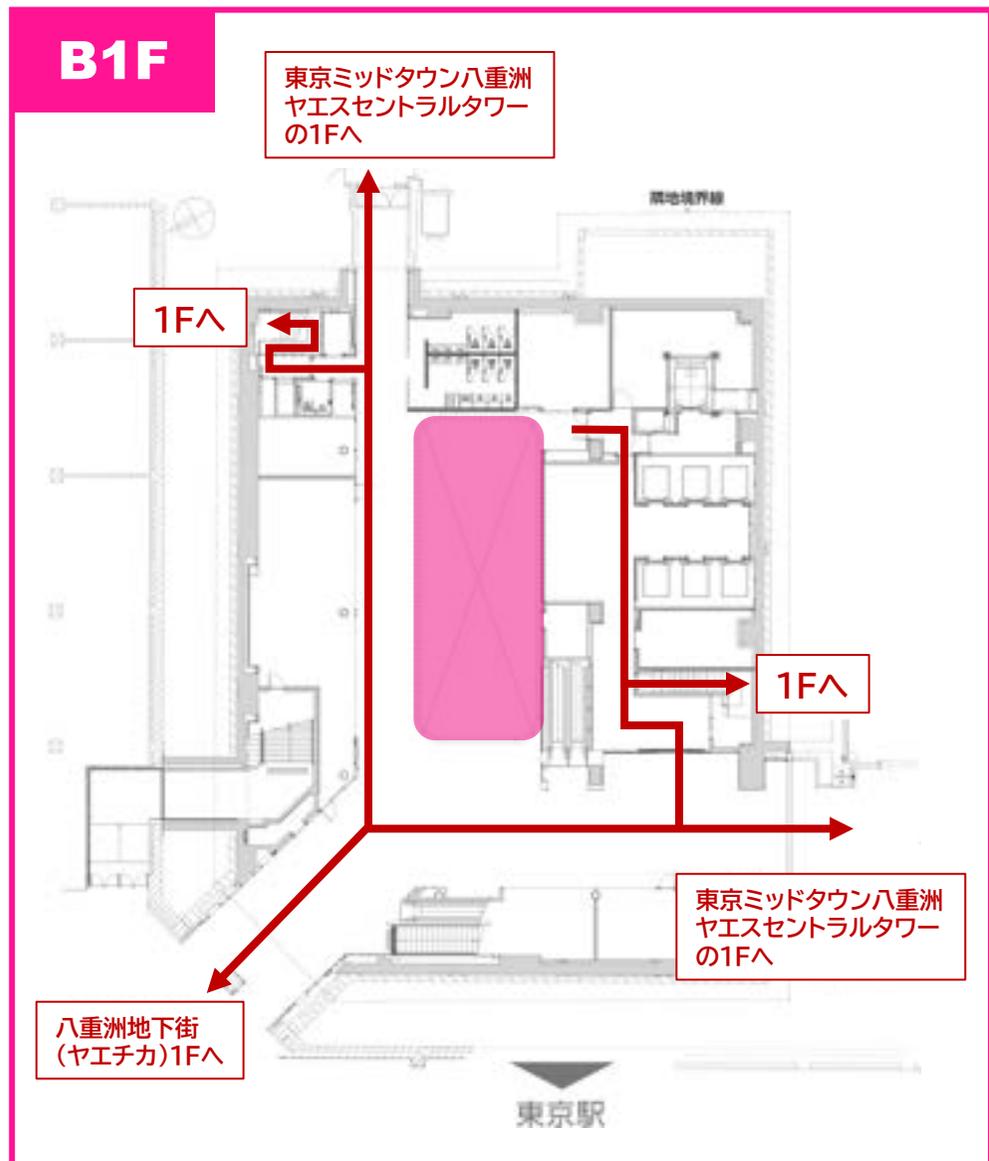
- サンプリング
- 飲食
- 音楽
- 販売
- 展示

使用条件

- 車両乗入れ
- 24時間作業
- 発送引取
- 天井吊り
- 火気
- 金属素材直置
- 控室:無

※△は内容次第となります。 ※天井吊:現在ボタンは使用できません。

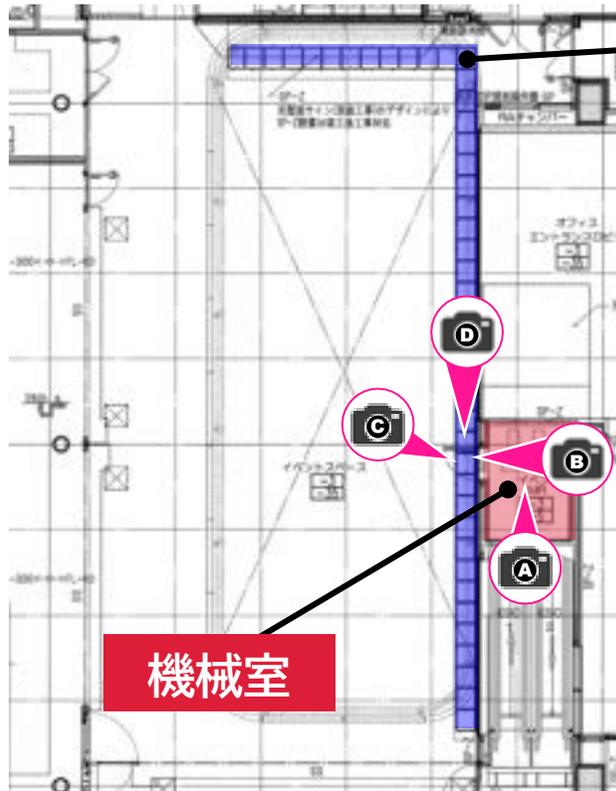
01.-6 イベントスペース概要 — 避難経路図 —



02.

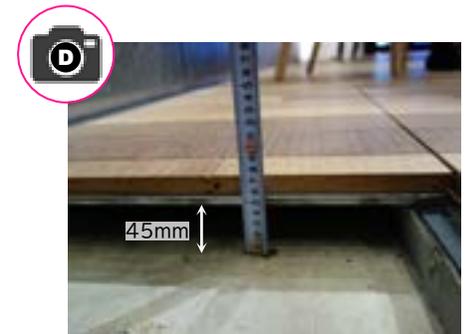
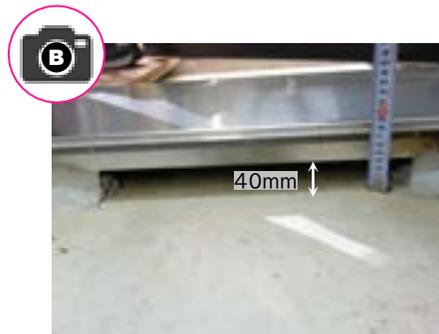
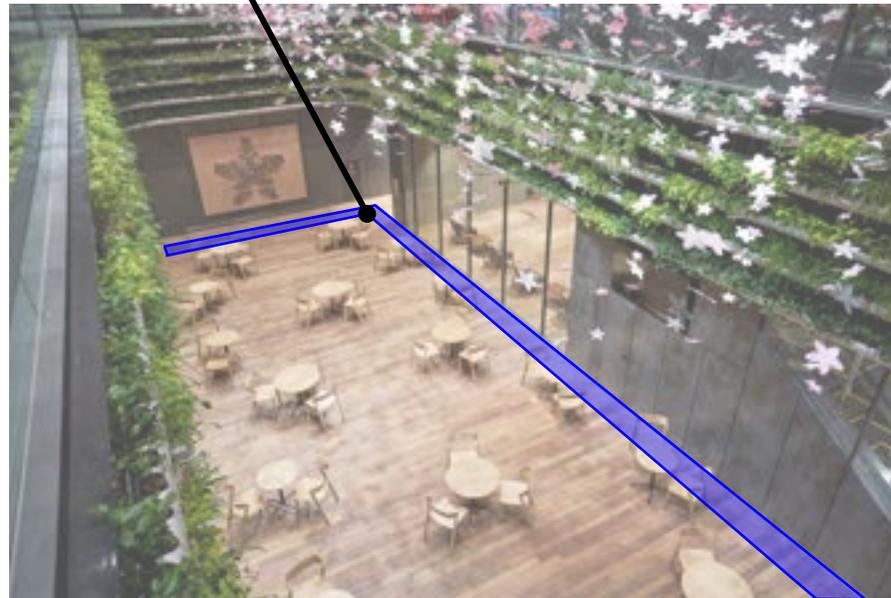
イベントスペース設備

02.-1 イベントスペース設備 —床下配線—



床下配線

PITスペック	最低PIT高	40mm
		※機械室扉下部(写真B)
	ウッドデッキ蓋	600×600mm
	ウッドデッキ蓋下部のPIT高	45mm (写真D)



02.-3 イベントスペース設備 — 電気設備 —

左盤

- 单相三線 210V/105V 250A
- 平行コンセント 20A×2回路 (4口)

右盤

- 三相三線 210V 125A
- 3P20A 引掛コンセント 20A×2回路(2口)



※盤設置場所はオリエンテーション時にご確認ください。また、電気設備を利用される場合は、必要電気容量および使用内容をご提示ください。

※コンセントを複数利用する場合は、漏電遮断器(ビリビリガード等)を使用ください。

※カムロック仕様となっております。イベントスペース用の分電盤はございませんので、必要な時にご準備をお願いします。

03.

利用料金等

03. 利用料金等

営業	設営 & 撤去		
10:00-22:00	22:00-10:00	6:00-10:00	22:00-24:00
300,000円(税別)	150,000円(税別) ※立会人件費含む	60,000円(税別) ※立会人件費含む	30,000円(税別) ※立会人件費含む

● 時間帯によって出来る作業が異なります。

- ・ 音出し工事、臭気を伴う工事につきましては、夜間作業(23:00～6:00)をお願いします。
- ・ 軽作業であれば、6:00～10:00、21:00～23:00に行うことも可能ですが、作業内容はまちづくり団体に確認を取って下さい。

利用料金 支払い

- ① 7営業日前までに、指定口座へ入金下さい。
- ② 上記未入金の場合、キャンセル扱いとなり、イベント利用を中止させていただきます。「5.利用上の規則」に則り、会場利用費の100%のキャンセル料を申し受けます。
- ③ 指定口座お振込み手数料は、利用者にてご負担をお願いします。
- ④ 領収書が必要な場合は、まちづくり団体までご連絡下さい。
- ⑤ 時間外利用料は、追加分として別途ご請求させていただきます。
- ⑥ 利用期限満了時に明渡しがない場合は、延長相当分の倍額を、損害金としてご請求させていただきます。
- ⑦ 金銭債務の履行遅延に伴う元金に加算される遅延損害金は、年利14.6%とします。

利用のキャンセル・変更

1) お申し込みの取り消しについて

利用者によるお申し込みの取り消しについては、下記規定の通りです。

■ 利用者による取り消しの申請

- ・ 当施設からの HANASAKA SQUARE 使用承諾書の送付以降に、利用者の都合により申込みを取り消される場合（利用場所の変更、日程変更を含む）は、書面にてお申し出ください。
- ・ 口頭での連絡による取り消しはお受けいたしかねます。また、利用日を起算日として、下記の通りキャンセル料を申し受けます。

■ キャンセル料

キャンセル料は、まちづくり団体からの HANASAKA SQUARE 使用承諾書の送付以降、設営や準備等での利用を含む利用初日を起算日として、以下の通りご請求いたします。

- ・ 利用決定から利用開始日の61日前まで…………… 基本利用料金の25%
- ・ 利用開始日の60日前から16日前まで…………… 基本利用料金の50%
- ・ 利用開始日の15日前から…………… 基本利用料金の全額

■ キャンセル時点で発生している実費

取り消しの申請時点で発生している実費については、キャンセル料とは別に申し受けます。

2) お支払い方法

キャンセルの内容に応じたキャンセル料請求書を発行させていただきます。請求書発行日から7日営業日（土日祝は含まず）以内に、当施設の指定口座にお振り込みください。

03. 利用料金等

指定業者について

YANMAR TOKYOでは、イベントの円滑な運営および安全管理のため、指定業者をご案内しています。

電気工事等設備 一次電気工事	加州産業株式会社	※二次電気工事は、利用者側で対応可能です
PA（立会・オペレーター）	株式会社スタックス	オペレーター4万、アシスタントオペレーター3.5万

※警備会社・清掃会社につきましては、まちづくり団体にお問合せ下さい。

インターネット回線・電話回線の利用について

施設側では用意できませんので利用者側で手配ください。

04.

申込から
実施までの流れ

04. 申込から実施までの流れ

実施までのステップ	期間	ご説明	送付書類 (まちづくり団体⇒利用者)	提出書類 (利用者⇒まちづくり団体)
☑ 問合せ	1年前から	問合せは、実施の1年前から受け付けます。		・HANASAKA SQUARE 使用申請書
☑ 使用申請・ 企画書のご提出 ☑ 企画内容打合せ	約4ヶ月前 までに	申込みの際は、『HANASAKA SQUARE使用申請書』および『利用規約』の内容をご確認いただき、申請書に必要事項をご記入の上、イベント企画書を添えてご提出ください。お申込みに際しては利用の目的・内容等をご明示ください。その上で、しゃれ街条例に沿う内容かどうか、東京都にまちづくり団体が確認を取ります。なお、申請書の提出をもって、規約に同意したものとさせていただきます。		・企画書
☑ 企画審査・仮承認	2ヶ月前 までに	目的・内容等を確認・検討させていただき、実施可否をご連絡いたします。例:「しゃれ街条例」に準じた、地域のにぎわいを向上させる内容か、施設ブランドに合致した内容か、音量等の環境や施設内店舗との競合有無等について、審査いたします。また実施承認の際は『HANASAKA SQUARE使用承諾書』『HANASAKA SQUARE使用料請求書』を送付いたします。(※まちづくり団体よりご請求させていただきます。)(なお入金については実施日の7日営業日前までをお願いいたします。)	・HANASAKA SQUARE 使用承諾書 ・HANASAKA SQUARE 使用料請求書	
☑ 現場打合せ	4週間前 までに	当施設使用にあたってのオリエンテーションを行い、留意点、施設やイベントスペースの注意事項や提出いただく必要書類等についてご説明いたします。		会場レイアウト案
☑ 実施計画打合せ	3週間前 までに	実施日の21日前まで(締切厳守)に、「実施計画書」「運営マニュアル」「実施レイアウト」「実施体制図」「施工プラン」「タイムスケジュール」等をご提出ください。実施に向けての具体的作業に関して打合わせさせていただきます。		・実施計画書 初稿 ・運営マニュアル (警備計画等)など ※必要に応じて
☑ 最終確認	2週間前 までに	実施日の14日前まで(締切厳守)に、各種申請書(一般承認事項申請や取材・撮影申請等)のご提出をお願いいたします。また、必要に応じて関係諸機関への協議・届出手続き書類の写しをご提出ください。		・実施計画書 最終稿 ・運営マニュアル (警備計画等)など ※必要に応じて ・各種申請書
☑ イベントの実施		実施に際して必要となった立会管理費や警備関連、清掃関連の費用について、ご請求いたします。	・実費精算書	

04. 申込から実施までの流れ

関係機関等への届出

イベント開催に際しては、その内容に応じて関係諸機関への届出が必要となります。利用者は、まちづくり団体に概要を相談の上、法令等で定められた届出事項について、定められた期日までに届出を行い、許認可の申請を行ってください。

1) 消防署／警察署／保健所への届出

イベント内容に応じて事前に下記の関係書類一式をまちづくり団体に提示・相談の上、関係諸機関へ届出ください。
また、届出認可後、まちづくり団体へは、その写しを提出ください。

京橋消防署	〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目14番1号	03-3564-0119(警防課・予防課)
中央警察署	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町14番2号	03-5651-0110(代)(交通課)
中央区保健所	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号	03-3541-5938(環境衛生係) / 03-3546-5399(食品衛生係)

05.

利用規約

予約の解除、利用の停止

1) 予約の解除、利用の停止となる事項

次の項目に該当する場合は、「HANASAKA SQUARE使用承諾書」の発行後、またはイベントスペースを利用中であっても、予約解除、または利用の停止をさせていただくことがあります。尚、その結果、利用者に損害が生じる場合であっても当施設またはまちづくり団体は一切の責任を負いません。

- ① 後記ご注意事項「6)利用の制限」の各項に該当すると認められた場合
- ② 「HANASAKA SQUARE使用申請書」等の各種提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 所定の期日までに入金・お支払いが確認できない場合
- ④ 天災地変や不測の事故・災害など、不可抗力により施設の利用が不可能となった場合
- ⑤ 当施設の安全義務・管理・運営、の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ⑥ 利用者が本利用規約に定める事項に違反した場合

2) キャンセルの取り扱い、利用料金の返還など

■ キャンセルの場合

利用前に、前記「予約の解除、利用の停止となる事項」の①、②、③、⑥の事由により予約の解除となった場合は、キャンセルとみなし前記「お申し込みの取り消しについて」に定めるキャンセル料を申し受けます。

■ 利用の停止の場合

前記の①、②、⑥の事由により、利用の停止となった場合は、事由の如何にかかわらず、利用者より受領した HANASAKA SQUARE 等使用料は一切返還いたしません。また、発生した 実費についても後日お支払いいただきます。

前記の④、⑤の事由による予約の解除、利用の停止となった場合は、既にお支払いいただいた HANASAKA SQUARE 使用料の一部または全額を返還いたします。(但し、返金手数料はご負担いただきます。)

注意事項

当施設の利用に際しては、本利用規約の内容を十分ご理解いただき、遵守していただくようお願い申し上げます。また、本利用規約と合わせて諸法規等を考慮の上、来街者の安全面に配慮した、円滑な実施運営を行ってください。

1)責任の所在

イベントの実施には、社会的、法的な責任が伴います。実施されたイベントによって、当施設、まちづくり団体および第三者が損害を受けた場合の損害賠償を含め、一切の責任は利用者が負うものとします。

2)利用者の責務

- ① 常に善良なる管理者の注意と、まちづくり団体からの指示に従って当施設をご利用ください。
- ② 当施設の利用規約および関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等の関係者や来場者等に対しても遵守させてください。
- ③ まちづくり団体と連絡・調整を図りながら、利用施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を行ってください。
- ④ 警備および誘導體制について、利用者は事前にまちづくり団体と協議の上、指示に従ってください。また、警備、来場者の整理・誘導等は利用者の責任と負担において行ってください。
- ⑤ 不測の災害や事故などに備え、当施設の利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底してください。
- ⑥ 当施設の利用に際して必要な法令に定められた関係諸官庁への届出および許可申請や関係諸機関への届出等は、利用者の責任と負担において行ってください。また、当施設内イベントスペースの一部は「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」等の内容に基づく利用が求められます。実施内容については、まちづくり団体と協議の上で決定いただき、本条例等に係る内容決定後の行政協議はまちづくり団体で行います。万一、届出不備のため利用不可能となった場合や行政協議の結果、利用不可能となった場合でも、当施設およびまちづくり団体は一切の責任を負いません。

3) 損害賠償および免責

- ① 使用期間中、事故・トラブルが発生した場合、関係者や来場者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。本利用規約および関係法令事項を関係者や来場者等に対しても遵守させてください。
- ② 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険・傷害保険・イベント中止保険等に加入してください。また、証書の写しを3日前までにご提出ください。
- ③ 施設利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当施設およびまちづくり団体は一切の責任を負いません。
- ④ 利用者(来場者や作業員等の関係者を含む)が当施設およびその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、利用者にその損害を賠償していただきます。

4) 原状回復と清掃管理

- ① イベントスペース利用後の原状回復と清掃は利用者側にて行っていただき、イベントスペース利用終了時にまちづくり団体が点検をいたします。(※なお、原状回復に際し、特別清掃が必要な場合は、まちづくり団体までご相談下さい。)
- ② 利用の停止となった場合にも、直ちに原状回復を行ってください。尚、利用者が原状回復を行わない場合または不足がある場合は、当施設が原状回復・撤去、(処分等含む)を代行し、要した実費を請求させていただきます。

※原状回復対象となる一例／床(フローリング)等の施設への汚れや傷(ヒビ・割れ等)、貸出備品への傷や故障等

5) 反社会的勢力の排除

- ① 利用者は、まちづくり団体に対し、自己またはその役員その他自己を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力またはその構成員ではなく、また、過去において反社会的勢力またはその構成員ではなかったことを表明し、確約いただきます。
- ② 上述の表明および保証が真実ではないことまたは誤解を生じさせないために必要な事実の表明および保証を欠いていることが判明した場合は、利用者は、直ちにまちづくり団体に対しその旨を書面により通知するものとし、当該違反により施設またはまちづくり団体が被った全ての損害、損失および費用を賠償していただきます。また、当該違反を理由として、施設利用の許可を取り消した場合において、まちづくり団体は利用者の損害を賠償する責は負いません。

6) 利用の制限

次の項目に該当する場合は、利用の申込みをお断りいたします。

- ① 当施設の利用規約および関係法令に反するもの
- ② 当施設のブランドイメージに合致しないものや、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づくまちづくり団体の活動内容に合致しないもの
- ③ 実施に伴う責任の所在や、実態・目的が明確でないもの
- ④ 異常な音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのあるもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの。また善良なる風俗に反するおそれがあると認められるもの
- ⑥ 反社会的活動を行う団体等との関係を有していることが判明したもの、あるいは集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの、またはそれら組織の利益になると認められるもの、暴力や犯罪を肯定、助長、示唆し社会的秩序を乱すもの
- ⑦ 特定の政党、思想団体、宗教・宗派等を擁護し、中立の立場ではないと判断されるもの
- ⑧ 誹謗・中傷・不当な差別に該当するもの
- ⑨ 各業界内での公正競争・規約等違反しているものや関係省庁から中止命令が出たもの、または法廷・議会にて係争中の問題にかかわるもの
- ⑩ 当施設または周辺を含む設備・備品を損傷するおそれがあると認められるもの
- ⑪ 当施設から許可を得ていない、勧誘・募金・キャッチセールス・販売・配布等の行為があるもの
- ⑫ 当施設が安全性を確認できないものや、管理・運営上、支障があると認められ改善されていないもの
- ⑬ イベント内容の事前審査が当施設指定のスケジュールで行われない場合
- ⑭ 上記に掲げるものの他、まちづくり団体が、その利用が不相当だと判断したもの

06.

会場利用にあたっての
注意事項

作業時の注意事項

イベントスペースの利用に際して、以下の事項を遵守ください。

1) 搬出入について

- ① 設営撤去時や搬入搬出時等に、施設、備品および付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合は、まちづくり団体の指示に従い、利用者の責任と費用負担で適切な養生を必ず行ってください。
- ② 搬入搬出の際は、当施設地下駐車場をご利用ください。施設周辺での路上駐停車による搬入搬出はご遠慮ください。
- ③ 当施設地下駐車場への搬入に関しては、車輛寸法、車輛重量、進入可能範囲（東京ミッドタウン八重洲 低層棟寸法 全長6.5m、全幅2.3m、全高3.1m 重量2t）に制限がありますのでご注意ください。搬入車両のマニュアルが別途ございますので、併せてご確認ください。
- ④ 搬入搬出においては、実施時間および経路に制限があります。事前にまちづくり団体に確認の上、作業を行ってください。

2) 作業時間について

- ① 音出し工事、臭気を伴う工事につきましては夜間作業(23:00～6:00)でお願いします。
- ② 軽作業であれば、6:00～10:00、21:00～23:00で作業は可能ですが、作業内容はまちづくり団体に確認を取って下さい。

3) 電気利用について

- ① 電源コード等の引き回しがある場合、ケーブルモールやゴムマット等のコード類の養生を必ず行ってください。

4) 飲食利用について

- ① 飲食は問題ございませんが、内容によってはご希望に添えられない可能性があります。

06. 会場利用にあたっての注意事項

5) 実施運営時について

- ① 当施設では音響機器を使用する際は企画書に記載の上、事前に、まちづくり団体による音量 チェックを受けてください。(近隣施設や館内入居者への配慮にもとづく音量規制があります。)
- ② 施設内への危険物の持ち込み、および裸火、発電機の使用は、禁止です。
- ③ 可燃物の持ち込みは必要最低限とし、設置物は可能な限り不燃性のものを使用してください。
- ④ 宅配便および郵便物は、原則として利用期間中に利用者による受取をお願いします。発送物量が多い場合は、事前にまちづくり団体にご相談ください。
- ⑤ 補助犬以外の動物の入場は禁止です。
- ⑥ 利用者(関係者等を含む)は、来館者用の施設(客用トイレや喫煙所等)は使用せず、必ず所定の施設(従業員用のトイレや喫煙所等)を使用してください。
- ⑦ 使用期間中、責任者は必ず会場に常駐し、まちづくり団体と相互に連絡が取れる状態を保ってください。
- ⑧ 過度な色彩・表現の掲示は、改訂を指示する場合があります。
- ⑨ イベント演者用の更衣室、休憩所などの控室はございません。控室が必要な場合、近隣の貸会議室「八重洲倶楽部」がございます。八重洲倶楽部は会員制のため、ご利用の相談の際は、まちづくり団体までご連絡下さい。

6) 配布物について

- ① 配布物希望の場合、必ずまちづくり団体へ確認して下さい。

7) ゴミ処理・原状回復について

- ① しゃれ街条例に則っており、地域のにぎわいづくりへ貢献するのが大前提でありますので、地域貢献を念頭において清掃して下さい。
- ② イベント開催中または設営・撤去時に出たゴミ等は、利用者が責任をもって持ち帰りください。
- ③ イベント開催前と実施後に傷などが発生したかどうか、まちづくり団体と確認して下さい。発生した場合は、修繕費をご請求申し上げます。

07.

貸出備品一覽

07. 貸出備品一覧

※備品につきまして、使用による損傷が認められる場合は、修理費もしくは購入費をご負担いただきます。

ベルトパーテーション

サイズ : $\phi 350 \times H906$ mm
 支柱 $\phi 50.8$ mm
 ベルト幅 46 mm (赤色)
 個数 : 26本
 金額 : 無料



テーブル

サイズ : (大) $\phi 800 \times H700$ mm
 (中) $\phi 600 \times H700$ mm
 個数 : (大) 8台 / (小) 7台
 金額 : 無料



椅子

サイズ : $W490 \times D525 \times H790$ mm
 SH 445 mm
 個数 : 38脚
 金額 : 無料
 ※ スタッキングは5脚まで / 専用台車には12脚まで積載可能



椅子台車

サイズ : $W555 \times D840 \times H705$ mm
 個数 : 5台
 金額 : 無料
 ※ 1台には12脚まで積載可能



音響機材

金額 : 100,000円/日 (オペレーター人件費含む)

機材名		台数
スピーカー	EV ZX3-90B	4
スピーカースタンド	ULTIMATE TS80	4
パワーアンプ	DP-4065N	1
ミキサー	ALLEN & HEATH SQ-5	1
CDプレーヤー	TOA CD100SU	2
ワイヤレスマイク	SENNHEISER EW500 G4-935-JB	2
ダイナミックマイク	SENNHEISER e835S	4
マイクスタンド	K&M ST21020	4
ヘッドホン	SONY MDR7506	1
単3充電式電池4個入	BK-3HCD/4C	2
上記充電器	BQ-CC85	1
オーディオインターフェース	MOTU M4	1
オーディオインターフェース用ケーブル	SPC02-B2 BLACK	4
RCA=XLR12Cケーブル		2
STEREO MINI=XLR12Cケーブル		2
マイクケーブル 5m		2
マイクケーブル 10m		4
マイクケーブル 20m		4
スピーカーケーブル 5m		2
スピーカーケーブル 10m		2
スピーカーケーブル 20m		2
電源ケーブル 3Pアース付→パワコン	20m	1
電源ケーブル 3Pアース付 ステージ用4個口	10m	2
電源ケーブル 3Pアース付 卓周用4個口	2m	2
ケーブルマット (グレー)	50×100cm	10

※記載内容は、2023年6月時点の情報です。
内容は変更されている場合がございます。

— 問合せ先 —

セイレイ興産株式会社
[担当:林]

03-6733-4214(10:00-18:00)
kensuke.hayashi@yanmar.com